

新型コロナウイルス対策行動計画

1 基本方針

本行動計画は、学生及び教職員の新型コロナウイルスによる健康被害を抑え、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が果たすべき教育・研究・地域連携活動への影響を最小限に止めることを目的に策定するものである。

現時点では、病態及び影響が十分解明されていないことから、今後の判明事実や国等の対策方針を踏まえながら、本行動計画も柔軟に適用するとともに、局面に応じた具体的な対応する。

2 対策本部

感染の予防や対策を講じる体制として、本校に対策本部（新型コロナウイルス対策）を設置し事象の対処に当たる。

(1) 対策本部（新型コロナウイルス対策）構成員

- ・ 本部長：校長
- ・ 副本部長：副校長
- ・ 本部員：教務主事、学生主事、寮務主事、事務部長及び本部長が指名する者（専攻科長、メディアセンター長、地域共同テクノセンター長、総合教育科主任、総務課長、学生課長）
※対策本部会議には、必要に応じて構成員以外の出席を求め、意見聴取する。
- ・ 事務局：総務課

3 情報の収集・提供

- (1) 新たな国の対応等を早期に把握し、学校内で共有し対策等に反映させる。
- (2) 学内掲示板による通常の情報提供に加え、ホームページにおいて情報を提供する。
- (3) 感染防止対策などの重要度の高い情報は、速やかに情報提供する。
- (4) 感染の疑いがある者が本校で発生した場合は、緊急連絡網を通じ各本部員に情報提供する。
なお、報告・相談窓口は、学生は学生課、教職員は総務課とする。

4 感染拡大防止

高専機構理事長通知に基づくとともに、国の基本方針や県の対策を基本とし、他高専の対応や感染拡大状況を踏まえた対応とする。なお、感染状況の変化が速いことから、対応の詳細については、通知等により随時周知する。

(1) 予防の徹底

学生及び教職員に対し、手洗いや咳エチケットなどの国が示す予防対策を徹底させる。

(2) 海外渡航の留意事項

WHOが、世界規模で大流行の危険度を「非常に高い」に引き上げたことから、学生及び教職員に対し海外渡航の中止又は延期を要請する。

止むを得ず海外渡航する学生及び教職員に対しては、事前に届出をさせるとともに、帰国後に変更事項等を報告させる。

新型コロナウイルスに関して外務省から発せられた感染症危険情報に記載のある国や地域（レベル3、2、1）から帰国した学生及び教職員に対し、14日間の自宅待機を要請し、健康状況報告を求める。

(3) 国内移動（出張・就職活動・旅行等）の留意事項

学生及び教職員に対し、訪問地の患者数等を十分に確認のうえ、感染が拡大している地域への訪問の自粛と、その他の地域の訪問においても必要性を十分に検討するよう要請する。

(4) 重症化リスクへの対応

国の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（以下「相談・受診目安」という。）で示している糖尿病や心不全などの基礎疾患を有する学生及び教職員の実態を把握し、重症化リスクについて個別に周知する。

5 感染が疑われる場合の対応

(1) 相談・受診目安（厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>）における帰国者・接触者相談センター（以下「相談センター」という。）への相談目安に該当する学生及び教職員には、相談センターに電話相談させ、ウイルス検査の実施の有無などの相談結果を学校に報告させる。

(2) 相談の結果、指示や措置等があった場合は、その指示等のある間、随時状況を報告させ、報告内容を集計した上で、対策本部内で情報を共有し対策等に活用する。

6 感染した場合の対応

(1) ウイルス検査で陽性反応があった学生及び教職員については、修学・就業上の支障を軽減するよう支援する。

(2) 治療等に関しては指定医療機関等の対応に委ね、保健所の積極的疫学調査（感染経路・濃厚接触者調査等）に対応する。

(3) 感染者の学内滞在が確認された場合は、学校施設の必要な範囲を消毒する。

(4) 学内で感染者が発生した場合は、高専機構理事長通知等に沿って、休校措置、一部機能の縮小、学校閉鎖等を検討する。

7 授業・実習等への対応

(1) 罹患学生及び教職員に対しては、国の通知等を参考に、治癒するまでの間、出席停止の措置をとる。（学校保健安全法第 19 条による措置）

(2) 学校の全部又は一部の休業については、県の要請、地域内及び学内の感染状況を参考に判断する。（学校保健安全法第 20 条による措置）

(3) 授業に関する連絡事項や休業を実施する場合は、全学生、全教職員にメールやホームページ等で周知する。

(4) 休校等を行った場合は、必要に応じて補講を設定する。補講する場合の具体的な実施方法については、別に定める。

8 各行事等への対応

高専機構理事長通知に基づくとともに、国の基本方針や県の対策を基本とし、他高専の対応や感染拡大状況等を踏まえ、学生及び教職員の健康維持を最優先に考慮し、開催の延期・中止等を検討する。

9 欠席・休暇の扱い

学生及び教職員の休みやすい環境を整えるため、学生の出席停止措置の柔軟な運用や補講の開講、教職員の病休や特別休暇、職務専念義務の免除などの柔軟な運用に努める。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。